議会だより

―一般会計決算認定など　可決・承認―

平成二十四年第三回定例議会は、九月三日招集され、十三日までの会期で開催されました。

本定例会では、八名の議員が町政について一般質問をされました。

なお、可決・認定された案件の大要は次のとおりです。

条例案件

◆吉野町スマイルバスの運行に関する条例を制定することについて（可決）

現在のスマイルバスの運行にデマンドタクシーの走行区間をもうけるため、現行の条例を廃止し、新たに条例が制定されました。

◆吉野町空き家リフォーム転貸事業の実施に関する条例を制定することについて（可決）

町内の空き家を利用し、町が借り上げを行い改修した上で転入者、住民に貸し付けを行うための条例が制定されました。

◆吉野町地区計画等の案の作成手続きに関する条例を制定することについて（可決）

都市計画の原案をつくる案の作成を行うための条例が制定されました。

◆吉野町公告式条例の一部を改正することについて（可決）

現在、竜門地区に設置しているものが、老朽により改修を行い、土地の理由により設置場所の変更を行うため、条例の一部が改められました。

◆吉野町防災会議条例の一部を改正することについて（可決）

災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたため、条例の一部が改められました。

◆吉野町災害対策本部条例の一部を改正することについて（可決）

災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたため、条例の一部が改められました。

◆吉野桜寄付条例及び吉野山ビジターセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて（可決）

関係する団体の名称が変更されたため、条例の一部が改められました。

予算案件

◆平成二十四年度吉野町一般会計補正予算（案）第三号について（可決）

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ二億二千七百二十一万六千円を追加し、総額五十六億三千四百二十一万九千円となりました。

主なものは、庁舎管理事業、情報システム管理事業、基金積立金の増額、水道事業特別会計繰出金、0歳児保育充実のための人件費、新エネルギー対策事業、津風呂湖魚種の育成事業、町道維持補修等の追加です。

◆平成二十四年度吉野町国民健康保険特別会計補正予算（案）第二号について（可決）

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ二千八百九十五万一千円を追加し、総額十五億八千二百四十四万一千円となりました。

主なものは、国庫補助金の確定による返還金の増額です。

◆平成二十四年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第一号について（可決）

既定の保険事業勘定予算総額に、歳入歳出それぞれ千四百四十八万八千円を追加し、総額十一億五千九百十二万五千円となりました。

主なものは、財政調整基金積立金の増額、国庫支出金の確定による返還金の増額補正です。

◆平成二十四年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第一号について（可決）

この補正予算案件は、緊急時用連絡管布設事業費の財源振り替え補正などです。

決算案件

◆平成二十三年度吉野町一般会計歳入歳出決算の認定について（認定）

◆平成二十三年度吉野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（認定）

◆平成二十三年度吉野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（認定）

◆平成二十三年度吉野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（認定）

◆平成二十三年度吉野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（認定）

◆平成二十三年度吉野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（認定）

◆平成二十三年度吉野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について（認定）

◆平成二十三年度吉野町土地開発基金会計歳入歳出決算の認定について（認定）

以上8件の認定、6～7頁別表のとおり。

その他の案件

◆地方自治法第百八十条第一項の規定による専決処分報告について（受理）

公用車による車両物損事故にかかる損害賠償額を定め和解をおこなった報告がされました。

◆平成二十三年度決算に基づく吉野町健全化判断比率等の報告について（受理）

町財政の健全化判断比率等について、書類が適正に作成されており、比率は基準と比較すると概ね適正であるとの監査委員の審査意見書が添付され報告されました。7頁のとおり。

◆吉野町過疎地域自立促進計画の変更について（可決）

過疎地域自立促進特別措置法の規定により、各年度の事業の追加と事業費について、過疎地域自立促進計画の変更を行ったものです。

◆辺地総合整備計画の変更について（可決）

飲料水供給施設等の事業追加を行い、辺地地域住民の安全、安心の確保を図るため、辺地総合計画の変更を行ったものです。

◆吉野町老人福祉センター及び吉野町老人福祉センター付設ゲートボール場の指定管理者の指定について（可決）

現在の指定管理者の指定期間が本年九月三十日で終了することから十月一日から来年三月三十一日までの指定管理者の指定を行ったものです。

◆その他

議員派遣についてなど、各委員会の所管事項に関する閉会中の継続審査について議決されました。

委員選任同意

◆吉野町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて　（同意）

本年九月三十日をもって、町教育委員会委員　木村　雅年氏（新子）の任期が満了するため、再任することについて、議会の同意を得たものです。

意見書

◆地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について　（可決）

提出議員　中井章太　議員
賛成議員　松本義昭　議員

要望等

◆南国栖自治会長　松田氏からの「国栖地区河川敷におけるパークゴルフ場建設に関する要望」　（採択）

◆吉野山自治会長　古澤氏からの「吉野山簡易水道施設新設・上水道への統合計画に伴う負担金についての要望」　（採択）

◆菜摘区自治会代表　南阪本氏からの「吉野川河川敷流木搬出に対する陳情書」　（採択）

一般質問

次のとおり一般質問が行われました。

◆中西　利彦　議員から
・今後の町財政について
・大槌田公園、クリーンセンター、スマイルバスについて

◆辻本　茂　議員から
・役場庁舎の耐震診断について
・農業担い手づくりの為の農業施策について

◆野木　康司　議員から
・人事評価制度について
・企業誘致について

◆浜田　賢治　議員から
・南和広域医療について

◆薮坂　眞佐　議員から
・吉野川河川敷の美化問題について
・吉野町の防災（減災）について

◆山本　隆敏　議員から
・町長から見る今の日本の政治について
・企業誘致における町予算の配分とその効果について

◆上滝　義平　議員から
・住民から見た行政　その3

◆松本　義昭　議員から
・町遊休地、施設等の有効利用について
・南和広域の公立病院新体制計画について

それぞれ質問が行われ、町長及び関係参事等が答弁を行いました。

臨時議会

平成二十四年第三回臨時議会は、十月二日招集されました。案件の大要は次のとおりです。

契約案件

◆上市8号線　社会資本整備総合交付金事業（町道橋補修）請負契約の締結について　（可決）

・契約方法　指名競争入札
・契約金額　九三、二七二、五五〇円
・契約の相手方
株式会社　ダイシン（平尾）

全国瞬時警報システム（J-ALERT）とは？

全国瞬時警報システム（J-ALERT）とは、緊急地震速報や弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、人工衛星を用いて情報を送信し、町の音声告知放送機器を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を直接そして瞬時に伝達する世界でも画期的なシステムです。

吉野町では平成23年5月10日よりこのシステムの運用を開始しています。受信した情報はケーブルテレビの音声告知放送器を通じて放送されます。

全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって伝達される情報

（有事情報に関する情報）…弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報
（自然災害に関する情報）…緊急地震速報（推定震度4以上）

放送例　緊急地震速報「緊急地震速報。大地震です。大地震です。」
※吉野町で上記の情報が対象となる場合に放送が行われます。

情報はどこから流れるの？

受信した情報はケーブルテレビの音声告知放送器を通じて放送されます。

警報が出たらどうしたらいいの？

テレビやラジオをつけてください。地震の場合は、周囲の状況に応じて、慌てず、まず身の安全を確保して下さい。
指示に従い、屋内への避難、近隣の避難所施設等への避難をして下さい。
避難先、避難方法、携行品や戸締まりの確認をして下さい。

●お問い合わせ●　吉野町役場　総務課　TEL0746-32-3081（NTT）、0746-32-9068（IP）